

市町村設置型浄化槽事業の考え方及び団地の共同汚水処理施設の 帰属の考え方について

1 趣旨

平成24年8月に三重県は、近年の社会情勢、経済情勢の変化及び地域の実情を踏まえ、「生活排水処理アクションプログラム」の見直しを行いました。この見直しにより、浄化槽で整備する地域が拡大したこと及び団地の共同汚水処理施設については、9団地が公共下水道計画区域外となったことから、次のとおり対応を行おうとするものです。

2 市町村設置型浄化槽事業の考え方について

生活排水処理アクションプログラムの見直しにより、浄化槽で整備する地域が拡大したことにより、生活排水処理施設のより効率的な整備を進め、伊勢湾水質総量規制の早期実現を図るために、市が浄化槽を設置し、維持管理を行う「市町村設置型浄化槽事業」を実施しようとするものです。

(1) 対象区域

公共下水道計画区域及び農業集落排水処理施設などの集合処理区域以外の区域を対象とします。（別紙関係資料1の水色部分）

対象区域世帯数	約9,600世帯
内、合併浄化槽設置世帯	約4,200世帯
単独浄化槽、汲取り便所世帯	約5,400世帯

(2) 事業の内容

事業の内容としましては、個人からの申請に基づき、原則的に1世帯に1基の浄化槽を市が設置するとともにその維持管理を行うものです。

また、既設の浄化槽についても、個人からの申請により市へ帰属を受け、維持管理を行います。具体的に市が実施する事業の内容は以下のとおりです。

- ア 設置工事 浄化槽本体設置工事
- イ 維持管理 保守点検（保守点検登録業者との契約）
清掃（一般廃棄物収集運搬許可業者との契約）

(3) 事業開始後の管理運営

浄化槽本体設置工事にかかる分担金及び維持管理にかかる経費として使

用料を使用者から徴収し、管理運営を行っていきます。

3 団地の共同污水处理施設の帰属の考え方

生活排水処理アクションプログラムの見直しにより、団地の共同污水处理施設については、9団地が公共下水道計画区域外となったことから、これらの団地について、各団地の各団地の管理組合等からの申請に基づき、本市への帰属を受け、使用料を徴収することにより維持管理を行おうとするものです。

(1) 対象施設

生活排水処理アクションプログラムの見直しにより公共下水道計画区域外となった団地は別紙関係資料2のとおりです。

(2) 帰属の条件

帰属を受けるための条件の概要は以下のとおりです。

ア 個人の宅内排水設備への雨水管の誤接続等の改修

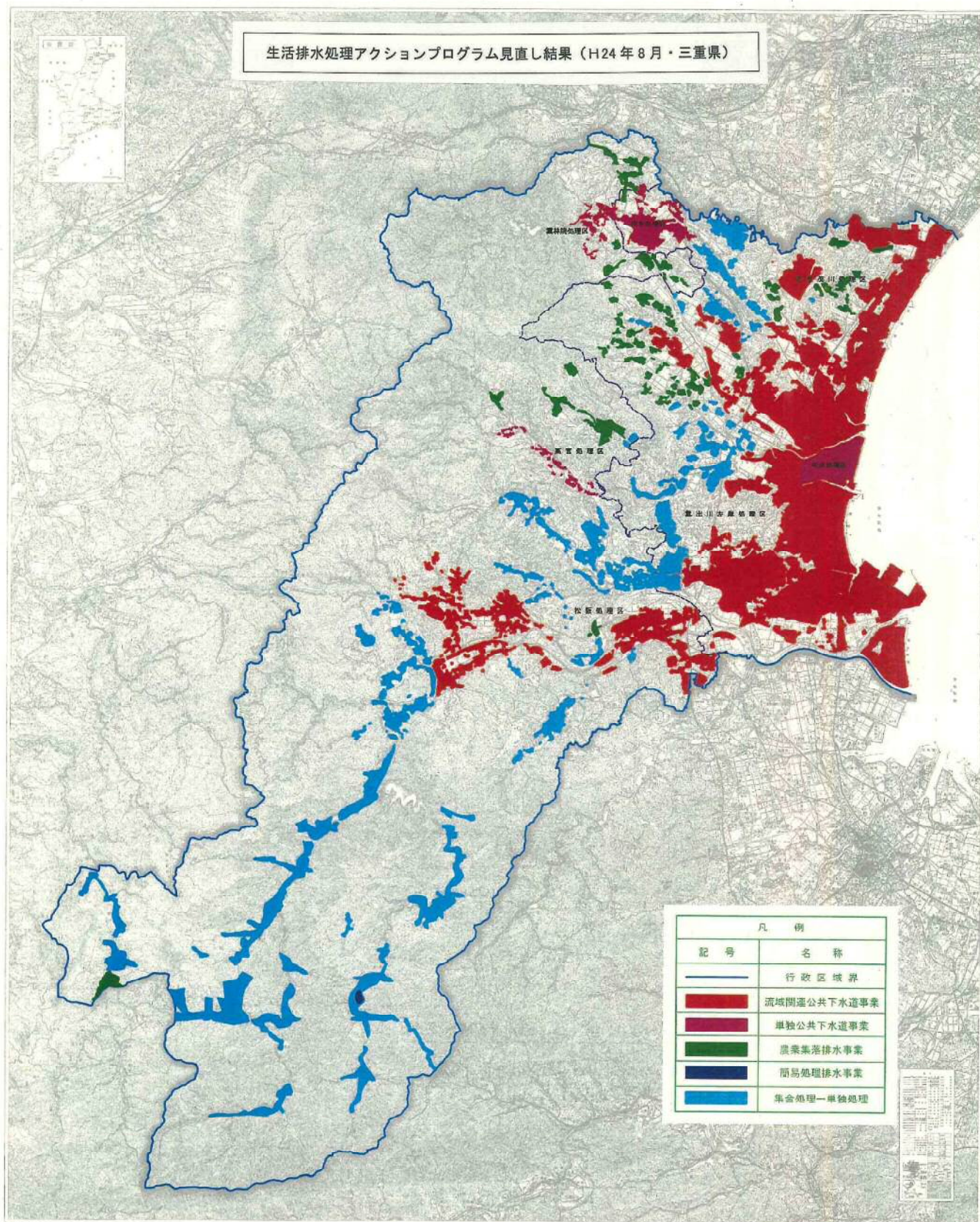
イ 個人の排水設備図等の提出

ウ 共同污水处理施設の機能診断調査結果に基づいた設備の改修

(3) 帰属後の管理運営

水道使用量従量制による公共下水道使用料と同等の使用料を徴収し、管理運営を行っていきます。

生活排水処理アクションプログラム見直し結果（H24年8月・三重県）



関係資料 2

1 公共下水道計画区域外となった団地の概要

団地名	所在地	完成年度	世帯数
豊里ネオポリス	津市高野尾町地内	S 5 1	2 , 0 5 2
殿舟団地	津市小舟地内	S 4 8	5 2 1
ピュアタウン安濃	津市安濃町妙法寺地内	S 6 0	1 2 9
片田団地	津市片田新町地内	S 5 2	8 1 0
泉ヶ丘団地	津市野田地内	S 5 6	7 1 2
グリーンヒル久居	津市久居緑が丘町地内	H 6	4 9 0
善応寺団地	津市庄田町地内	S 5 1	7 2
青葉台	津市青葉台地内	H 1 6	2 8 0
長谷山ハイツ	津市美里町家所地内	S 5 2	2 1 7

※世帯数はH 2 4 に各団地管理組合等から聴取した件数です。